



秋田県公報

教育委員会規則

目次

ページ

教育委員会規則
 秋田県立中学校学則(一一・高校教育課)……………1

秋田県立中学校学則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十二号

秋田県立中学校学則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県が設置する中学校の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第二条 中学校は、これと併設する高等学校における教育と一貫した教育を施すことを目的とする。

(組織等)

第三条 中学校の名称、修業年限、生徒定員、所在地及び通学区域並びに一貫教育を施す高等学校は、別表のとおりとする。

(学年及び学期)

第四条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年を分けて、次の三学期とする。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ二学期制実施届出書(様式第一号)を教育長に提出して、次の二学期とすることができる。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から三月三十一日まで

(修了及び卒業の認定)

第五条 校長は、生徒の平素の成績の評価に基づいて、各学年の課程の修了を認定する。

2 校長は、全課程を修了したと認められた者には、卒業を認定する。

3 校長は、前項の規定により卒業を認定した者には、卒業証書(様式第二号)を授与する。

(入学資格)

第六条 中学校に入学することができる者は、小学校を卒業し、又はこれに準ずる学校の課程を修了し、別表に定める通学区域の市町村の区域内に住所を有する者とする。

(入学の時期)

第七条 生徒の入学の時期は、学年の始めとする。

(生徒募集の公告)

第八条 生徒募集に関する期日、人員その他生徒の募集に関し必要な事項は、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを公告する。

(入学者の選抜)

第九条 校長は、入学を志願する者に対し、別に定めるところにより、選抜の上、入学を許可する。

(志願手続)

第十条 入学を志願する者は、別に定める入学願書を校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第十一条 入学(再入学を含む。)を許可された者は、三十日以内に、保護者が連署した誓約書(様式第三号)及び住民票を校長に提出しなければならない。

2 前項の保護者は、校長が特に必要と認めるときは、保証人を立てなければならない。この場合において、同項の誓約書には当該保証人が連署しなければならない。

(保護者等の変更の届出)

第十二条 保護者又は保証人に変更があったときは、保護者(保護者に変更があった場合は、変更後の保護者)は、速やかに保護者(保証人)変更届(様式第四号)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する場合において、生徒は、変更後の保護者又は保証人が連署した誓約書を速やかに校長に提出しなければならない。

3 保護者又は保証人の氏名又は住所に変更があったときは、保護者は、速やかに保護者(保証人) 氏名(住所) 変更届(様式第五号)を校長に提出しなければならない。

(欠席)
第十三条 生徒が欠席しようとするときは、校長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、引き続き七日以上欠席しようとするときは、校長に欠席届(様式第六号)を提出しなければならない。この場合において、欠席が病気によるものであるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(再入学)
第十四条 校長は、許可により転学し又は退学した者が一年以内に再入学を願い出た場合において、その理由が正当であると認めるときは、当該生徒を相当する学年に再入学させることができる。

(転学)
第十五条 生徒が転学しようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に転学許可願(様式第七号)を提出しなければならない。

(退学)
第十六条 生徒が退学しようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に退学許可願(様式第八号)を提出しなければならない。この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(再入学等許可通知書の交付)
第十七条 校長は、再入学、転学又は退学を許可したときは、再入学(転学、退学)許可通知書(様式第九号)を当該願出人に交付するものとする。

(表彰)

第十八条 教育委員会又は校長は、他の模範となるような生徒を表彰することができる。

(懲戒)
第十九条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 校長が行う懲戒は、訓告及び退学とする。

3 訓告は、当該生徒の過去の言動を戒め、将来を諭すものとする。

4 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこれを行うことができる。

- 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席が常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

5 退学の処分を行うときは、退学処分通知書(様式第十号)によってしなければならない。

(物品の弁償)

第二十条 生徒が学校の物品を損傷し、又は紛失したときは、校長は、これを弁償させることができる。

(委任)

第二十一条 校長は、法令及びこの規則に基づき、当該学校の校則を定めなければならない。

2 校長は、前項の校則を定めたときは、遅滞なく教育長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第六条、第八条から第十条まで及び別表の規定は、公布の日から施行する。

秋田県立横手清陵学院中学校	三年	八〇	横手市大沢字前田百四十七番地の一	大曲市、横手市、湯沢市、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡	秋田県立横手清陵学院高等学校
名 称	修業年限	生徒定員	所 在 地	通 学 区 域	一貫教育を施す高等学校

別表(第三条関係)

様式第1号 二学期制実施届出書(第4条関係)

(A4判)

<p>秋田県教育委員会教育長 様</p>	<p>記号及び番号 年 月 日</p>
<p>秋田県立 中学校長 <input type="checkbox"/></p>	
<p>二学期制の実施について(届出)</p> <p>秋田県立中学校学則第4条第3項の規定により、二学期制を実施するので、届け出ます。</p> <p>1 二学期制を実施する年度 年度</p> <p>2 二学期制を実施する理由</p> <p>3 その他</p>	

様式第2号 卒業証書(第5条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;">契 印</div>	<p>右は本校において中学校の全課程を修了したことを証する</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;">校 印</div>	<p>第 号</p>
<p>年 月 日</p>	<p>年 月 日生</p>	<p>(生徒氏名)</p>	<p>卒 業 証 書</p>
<p>中学校長(氏 名) <input type="checkbox"/></p>			

様式第 3 号 誓約書 (第11条関係)

(A 4 判)

誓約書

入学を許可されましたことにつきましては、関係規則を守ることを本人、保護者 (及び保証人) 連署の上堅く誓います。

また、保護者 (及び保証人) として、在学中における本人に関することは、一切これを引き受けることを誓います。

年 月 日

中学校長 様

生徒 住所
氏名

保護者 住所
氏名
本人との続柄

(保証人 住所
氏名
本人との関係)

様式第 4 号 保護者 (保証人) 変更届 (第12条関係)

(A 4 判)

保護者 (保証人) 変更届

学年 組

氏 名

上の者の保護者 (保証人) を、次の事由により変更したので、届け出ます。

事由

変更後の保護者 (保証人) 住 所
氏 名

変更前の保護者 (保証人) 住 所
氏 名

年 月 日

中学校長 様

保護者氏名

様式第 5 号 保護者（保証人）氏名（住所）変更届（第12条関係）

（ A 4 判 ）

保護者（保証人）氏名（住所）変更届

学年 組

氏 名

上の者の保護者（保証人）の氏名（住所）を、次の事由により変更したので、届け出ます。

事由

変更後の保護者（保証人）の氏名（住所）

変更前の保護者（保証人）の氏名（住所）

年 月 日

中学校長 様

保護者氏名

様式第 6 号 欠席届（第13条関係）

（ A 4 判 ）

欠席届

年 月 日

中学校長 様

学年 組

生 徒 氏 名

保護者氏名

次の事由により欠席したいので、届け出ます。

事由

期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間

様式第 7 号 転学許可願 (第15条関係)

(A 4 判)

転学許可願	
	年 月 日
中学校長 様	
	学年 組
	生徒氏名
	保護者氏名
次のとおり転学したいので、許可して下さるようお願いします。	
事由	
期日	
転学先	

様式第 8 号 退学許可願 (第16条関係)

(A 4 判)

退学許可願	
	年 月 日
中学校長 様	
	学年 組
	生徒氏名
	保護者住所
	氏名
次の事由により退学したいので、許可して下さるようお願いします。	
事由	
退学しようとする年月日	年 月 日

様式第9号 再入学(転学、退学)許可通知書(第17条関係)

(A4判)

再入学(転学、退学)許可通知書

年 月 日

様

中学校長

印

年 月 日付で願い出のあった再入学(転学、退学)を許可する。

様式第10号 退学処分通知書(第19条関係)

(A4判)

退学処分通知書

年 月 日

学年 組

氏 名

中学校長

印

秋田県立中学校学則第19条の規定により、次の理由により退学の処分に付したので通知する。

処分の理由

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄